# 保育所利用者負担額の見直しについて

## 1. 保育所利用者負担額の見直しの概要

- 国立市では、平成30年8月28日に、国立市保育審議会に保育所利用者負担額の算定方法及び階層区分について諮問し、 令和元年7月22日に答申を得ました。
- 答申を踏まえて、令和元年国立市議会第3回定例会において、保育所利用者負担額について見直しを行う条例改正を提案する予定です。
- 主な内容は以下の3点となります。
  - ① 保育料の算定方法を、従来の所得税課税額に基づく方法(国立市独自の方法)から、住民税課税額に基づく方法(国全体で標準的な方法)に変更します。→これにより、事務手続きの簡素化を図り、保護者の提出書類の減少と事務処理ミスのリスク低減を図ります。
  - ② 保育料の「階層」と、階層ごとの負担額の関係をできるだけなだらかにするとともに、高所得者層について、負担額を 適正化します。→これにより、保育料における応能負担の適正化を図ります。
  - ③ いずれの場合も影響が出ることは避けられませんが、全体として影響を小さくする工夫をするとともに、低所得世帯と 多子世帯への影響や負担が少なくなるようにします。

(このほか、幼児教育・保育無償化に関する改正も同時に行います。)

## 2. 諮問と検討の背景

## (1) 現行の保育所利用者負担額(以下「保育料」という。)の設定経過

- ◆ 平成27年度からの子ども・子育て新制度(以下「新制度」という。)施行に先立ち、当時の保育審議会に諮問し、その答申を踏まえて設定しました。
- ◆ 保育料は、平成27年度以前は全国的に所得税をベースとして決定されていましたが、新制度において、国は住民税をベースとして保育料の上限を設定しました。
- ◆ 国立市においては、最終的に、住民税をベースとした基準では多子世帯の負担軽減等の考慮を行う方法が確立できていない との判断から、所得税をベースとした保育料算定を継続することとなりました。

◆ ただし、当時の保育審議会答申では、今後適正な応能負担に資するため、さらなる審議を進めることを要望する、と締めく くられていました。

#### (2) 市の財政運営の観点

- ◆ 国立市では、国立市健全な財政運営に関する条例及び同施行規則において、負担金について原則4年ごとに見直しすることを 規定しています。保育料については、平成27年度の新制度施行から4年が経過し、この間の社会情勢の変化や国の方針、税 制等を含めた制度変更等を踏まえて、見直しを行うべき時期にあります。
- ◆ 平成25年の財政改革審議会答申や、それを踏まえた「財政健全化の取り組み方針・実施細目」においても、「保育料の見直し」が掲げられている状況です。

#### (3)現行の算定方法における課題

- ◆ 前述のように、国立市では所得税をベースに保育料を算定しているところ、国では住民税をベースにした上限を定めており、 全国的にも住民税をベースにした減免制度等が適用されています。
- ◆ そのため、市では、通常の算定の後、手作業にて複雑な補正処理を行わざるを得ない状況となっています。
- ◆ 他市の状況を見ると、多摩26市中、24市が住民税をベースにした保育料算定を行っているところです。

### 3. 保育審議会における検討の経過

#### (ア) 算定方法の変更 (ベースとする税の変更) について

- ▶ 保育料の算定方法に関し、ベースとする税を所得税から住民税に変更するかどうかが焦点となるとの意見があり、前述の 課題等を踏まえれば、見直しを要する状況にあるといえるとの結論になりました。
- ▶ 住民税に変更した場合のメリットとして、より正確な世帯収入に基づき保育料が決定されるという効果が期待されること、 事務手続の簡素化が図られ、保護者の提出書類が少なくなること、事務処理ミスのリスク低減が見込まれることを、審議 会委員の間で確認しました。
- ▶ 一方で、平成26年度当時の保育審議会の議論も踏まえ、多子世帯の負担軽減等の配慮や全体的な影響度合いについて、 詳細に検討する必要があるとの意見があり、その点について検討されました。
- ▶ 試算の結果、算定方法を変更した場合には一定の影響が避けられないことが確認されました。
- ▶ これを踏まえ、審議会では、算定方式の変更等による影響が避けられないからこそ、新たな利用者負担額を構築する際、理論や一定の数式に基づき、公平かつ合理的な方法で構築することが、市民に説明できる制度として大切であるとの結論に至りました。加えて、特に多子世帯や低所得者層等に対する配慮を講ずることが重要であるとの方向性を確認しました。

#### (イ) 階層区分の設定(変換)について

- ▶ 階層区分の設定について議論され、これまでの階層区分表を基に、区分となる所得税額から年収を推定し、それを基に住 民税額を対応させる「年収推定法」による変換では、変動額が大きくなってしまうことが判明しました。
- ▶ この点を解消し、かつ恣意性を排除できる理論や数式に基づく方法として、「順序プロビット法」による変換の提案がなされ、検討の結果、この2つを組み合わせて変換することが妥当であるとの結論に達しました。

### (ウ) 利用者負担額の設定について

- ▶ 階層区分を定める課税額と、階層ごとの利用者負担額の関係性を示す「弾力性値」を基に、これをできる限り平準化するべく、現行の利用者負担額を基に、微調整を行いました。
- ▶ あわせて、現行のD17階層以上の利用者負担額についても、近隣市や類団市との均衡を考慮した上で「弾力性値」を設定し、これをもって再設定することが望ましいと判断されました。

### (エ) 多子世帯への配慮について

- ▶ 多子世帯の負担軽減策のひとつである、年少扶養控除の考慮については、今回の階層区分の変換において、国の示すモデルに倣い、子ども2人分の年少扶養控除を考慮して階層区分を設定することとなりました。
- ▶ 加えて、都が令和元年10月から実施予定の「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」(※)を活用することで、多子世帯に対し、減免措置が適用される幅が大きく広がることとなることを確認しました。
  - ※「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」とは:
    - …新制度下においては、通常でも同一世帯から2人以上が保育所等に通う場合に、当該児童のうち2番目に年齢の高い児童以降に保育料の減免措置が適用される(第2子半額、第3子無償)が、本事業では都で独自に対象となる児童を拡充し、特定被監護者(\*)であれば年齢や入所状況を問わずに人数をカウントするという制度(下表の例を参照)。
    - \*特定被監護者:支給認定保護者と生計を一にする子ども。現に監護する未成年者のほか、未成年の時に監護していた者(未成年の子が成長し、成年に達した場合を想定)、保護者・配偶者の直系卑属(再婚や養子縁組による成年の子を想定)が該当。

|                | 〈例〉 第1子 (小4) | 第 2 子( 2 歳)<br>※保育所入所 | 第3子(0歳)<br>※保育所入所 |  |
|----------------|--------------|-----------------------|-------------------|--|
| 通常の場合          | (減免影響なし)     | 1 人目扱い<br>全額          | 2人目扱い<br>減免(半額)   |  |
| 都·保育所等利用多子世帯負担 | 1人目扱い        | 2人目扱い                 | 3人目扱い             |  |
| 軽減事業の場合        |              | 減免(半額)                | 減免(無償)            |  |

### (オ) 議論の集約

▶ 以上の点を考慮し、審議会で保育料表を試作しました。そのうえで、変更に伴う影響度合いや、低所得者層や多子世帯に対する配慮が十分かなどを検討し、試作した表が妥当であることが確認されました。

|                         |                         | 現行との保育料差額<br>(月額) の平均 |
|-------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 試作した『利用者負担額表』<br>による影響額 | 都・保育所等利用多子世帯負担軽減事業の適用なし | 102 円                 |
|                         | 都・保育所等利用多子世帯負担軽減事業の適用あり | -3,744 円              |

▶ 試作した表を含む答申素案をパブリックコメントに付したところ、本件についての市民からの意見は寄せられませんでした。

|                                         | パブリックコメントの実施概要 |                                            |   |                                                   |  |  |
|-----------------------------------------|----------------|--------------------------------------------|---|---------------------------------------------------|--|--|
| 実                                       | 施              | 期                                          | 間 | 令和元年 $6$ 月 $20$ 日(木) $\sim$ 7 月 $10$ 日(水) $21$ 日間 |  |  |
| 閲                                       | 覧              | 場                                          | 所 | 市役所情報公開コーナー、児童青少年課窓口、北市民プラザ、南市民プラザ、               |  |  |
| 国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ、公民館、中央図書館、福祉会館、市ホーム |                | 国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ、公民館、中央図書館、福祉会館、市ホームページ |   |                                                   |  |  |
| 意                                       | 見 提            | 出力                                         | 法 | 郵送、ファクス、メール、窓口持参のいずれも可                            |  |  |
| 意                                       | 見の             | )件                                         | 数 | 0件                                                |  |  |

▶ これをうけて、審議会として、ベースとする税を所得税から住民税に変更し、現行の表を、試作した表のとおり改正することが妥当として、市に対して答申を行いました。

## 4. 答申を踏まえた市の対応

- ◆ 上述のとおり、市では令和元年7月22日に保育審議会から答申を得たところです。
- ◆ 今後、以下の日程にて、市民・保護者向けの説明会を開催することを予定しています。
  - 1. 令和元年7月26日(金)19時~ 北市民プラザ
  - 2. 令和元年7月27日(土)14時~ 国立市役所
  - 3. 令和元年7月31日(水)19時~ 南市民プラザ
- ◆ また、答申を踏まえ、令和元年国立市議会第3回定例会にて、「国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者 負担に関する条例」改正案を提案予定です(令和2年4月施行として提案予定)。

# <参考資料>

## ● 階層変換方法による影響比較表

| 階層変換方法          | 対象数    | 階層移動なし<br>の方の人数 | 階層移動なし<br>の方の割合 | 階層移動数の<br>単純平均 | 階層移動数の<br>絶対値平均 |  |
|-----------------|--------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|--|
| ①年収推定法          | 1314 人 | 476 人           | 36. 20%         | 0.42           | 1.30            |  |
| ②順序プロビット法       | 1314 人 | 496 人           | 37. 70%         | -0.02          | 0. 92           |  |
| ③ミックス法(答申の表の方法) | 1314 人 | 401 人           | 30. 52%         | -0. 19         | 1. 16           |  |

<sup>※</sup>この表においては、現行階層がD階層の方のみを対象とした。

## ● 答申の表における影響(詳細)

|                            | 階<br>階層<br>上昇 | 層の移動人<br>階層<br>維持 | .数<br>階層<br>下降 | 現行との差額<br>(月額) | 1人当たり差額<br>(月額) |
|----------------------------|---------------|-------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 都・保育所等利用多子世帯負担軽減事業<br>適用なし | 435 人         | 401 人             | 637 人          | +150,500円      | +102 円          |
| 都・保育所等利用多子世帯負担軽減事業<br>適用あり | 435 人         | 401 人             | 637 人          | -5, 514, 300 円 | -3,744 円        |

#### ● 保育料変動の分布











